

条 例 制 定 改 廃 調 書  
条例改正に伴う新旧対照表  
(別冊)

平成 30 年  
奈良市議会 3 月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年人事院勧告（平成29年8月8日）</li> <li>・特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第78号）</li> <li>・平成29年度奈良市特別職報酬等審議会 答申</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1 議員及び特別職の期末手当の改定 期末手当について、支給割合を改定する。</p> <p>2 特別職の職員の退職手当についての改定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別職の退職手当の調整額を廃止する。</li> <li>(2) 特別職の退職手当の支給率を変更する。</li> <li>(3) 副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者について、退職手当を不支給としている特例条例を廃止する。</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員の給与改定に準じて、本市の議会の議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合の改定を行う。</li> <li>・平成29年度奈良市特別職報酬等審議会における答申を受けて、特別職の退職手当についての改定を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日・平成30年4月1日	担当課	総務部 人事課

## 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100            (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80            (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60            (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100            (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80            (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60            (4) 3箇月未満 100分の30</p>

## 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p>

## 奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
(期末手当) 第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	(期末手当) 第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。

## 奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
(期末手当) 第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。 (退職手当) 第7条 略 2 退職手当の額は、次項の規定により計算した退職手当の基本額に、第5項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。 3 退職手当の基本額は、任期満了し、退職し、又は死亡した日における市長等の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 市長 <u>100分の60</u> (2) 副市長 <u>100分の40</u> 4 略 5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に100分の8を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。 (退職手当) 第7条 略 2 退職手当の額は、任期満了し、退職し、又は死亡した日における市長等の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 市長 <u>100分の27</u> (2) 副市長 <u>100分の22</u> 3 略
附 則 1～13 略 <u>(退職手当の特例)</u> 14 当分の間、市長等の退職手当の基本額に関する第7条第3項の規定の適用については、同項第1号中「100分の60」とあるのは「100分の50」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の34」とする。	附 則 1～13 略

## 教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第5条による改正）

現行	改正案
(期末手当) 第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	(期末手当) 第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。

## 教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第6条による改正）

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。
(退職手当)	(退職手当)
第6条 略	第6条 略
2 <u>退職手当の額は、次項の規定により計算した退職手当の基本額に、第5項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</u>	2 退職手当の額は、任期満了し、退職し、又は死亡した日における教育長の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、 <u>100分の28</u> を乗じて得た額とする。
3 退職手当の基本額は、任期満了し、退職し、又は死亡した日における教育長の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、 <u>100分の28</u> を乗じて得た額とする。	3 略
4 略	附 則
5 <u>退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に100分の8を乗じて得た額とする。</u>	1～6 略
附 則	
1～6 略	
(退職手当の特例)	
7 <u>当分の間、教育長の退職手当の基本額に関する第6条第3項の規定の適用については、同項中「100分の28」とあるのは、「100分の24」とする。</u>	

## 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表（第7条による改正）

現行	改正案
(期末手当) 第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	(期末手当) 第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。

## 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表（第8条による改正）

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。
(退職手当)	(退職手当)
第7条 略	第7条 略
2 <u>退職手当の額は、次項の規定により計算した退職手当の基本額に、第5項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</u>	2 退職手当の額は、任期満了し、退職し、又は死亡した日における監査委員の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、 <u>100分の25</u> を乗じて得た額とする。
3 退職手当の基本額は、任期満了し、退職し、又は死亡した日における監査委員の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、 <u>100分の25</u> を乗じて得た額とする。	3 略
4 略	附 則
5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に <u>100分の8</u> を乗じて得た額とする。	1～5 略
附 則	
1～5 略	
(退職手当の特例)	
6 当分の間、監査委員の退職手当の基本額に関する第7条第3項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の21」とする。	

## 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表（第9条による改正）

現行	改正案
(期末手当) 第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	(期末手当) 第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。

## 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表（第10条による改正）

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。
(退職手当)	(退職手当)
第6条 略	第6条 略
2 <u>退職手当の額は、次項の規定により計算した退職手当の基本額に、第5項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</u>	2 退職手当の額は、任期満了し、退職し、又は死亡した日における管理者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、 <u>100分の28</u> を乗じて得た額とする。
3 退職手当の基本額は、任期満了し、退職し、又は死亡した日における管理者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、 <u>100分の28</u> を乗じて得た額とする。	3 略
4 略	附 則
5 <u>退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に100分の8を乗じて得た額とする。</u>	1～6 略
附 則	
1～6 略	
(退職手当の特例)	
7 <u>当分の間、管理者の退職手当の基本額に関する第6条第3項の規定の適用については、同項中「100分の28」とあるのは、「100分の24」とする。</u>	

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年人事院勧告（平成29年8月8日）</li> <li>・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第77号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1 納入表の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職の職員の初任給を引き上げるとともに、若年層の一般職の職員についても同程度の引上げ改定を行う。その他の職員についても、引上げを行う。</li> <li>・再任用職員及び特定任期付職員について、一般職員に準じた引上げを行う。</li> </ul> <p>2 期末手当の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定する。</li> </ul> <p>3 勤勉手当の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職の職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を改定する。</li> </ul>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員の給与改定及び給与制度の見直しに準じて、再任用職員及び特定任期付職員を含む本市の一般職の職員の給与の改定を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日・平成30年4月1日	担当課	総務部 人事課

## 奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第25条 略	第25条 略
2 略	2 略
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の85</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の40</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u> を乗じて得た額の総額
3～5 略 附 則	3～5 略 附 則
21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100分の1.275</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の85</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。	21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、 <u>6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、 <u>6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

現行												改正案											
職員 の区 分	職務 の級 号給	給料表										給料表											
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
		給料 月額																					
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900		142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300		
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800		143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200		
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900		144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300		
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000		146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400		
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100		147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500		
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400		148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800		
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900		149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300		
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300		150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700		
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700		151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100		
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500		152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900		
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300		154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700		
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200		155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600		
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900		156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300		
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300		158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700		
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600		159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000		
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700		161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100		

現行													改正案												
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000			17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400		
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000			18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400		
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900			19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300		
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800			20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200		
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700			21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100		
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300			22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700				
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800			23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200				
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300			24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700				
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400			25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800				
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500			26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900				
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700			27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100				
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900			28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300				
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900			29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300				
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800			30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200				
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700			31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100				
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600			32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000				
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400			33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800				
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300			34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700				
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000			35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400				
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500			36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900				
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200			37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600				

現行												改正案											
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800			38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200		
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600			39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000		
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200			40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600		
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700			41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100		
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800				42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200			
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200				43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600			
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500				44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900			
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800				45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200			
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200					46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600				
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600					47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000				
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300					48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700				
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800					49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200				
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200					50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600				
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600					51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000				
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000					52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400				
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400					53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800				
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800					54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200				
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200					55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600				
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500					56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900				
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800					57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200				
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200					58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600				

現行												改正案									
		再任	用職	員以	外の	職員	再任	用職	員以	外の	職員	再任	用職	員以	外の	職員	再任	用職			
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500				59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800				60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
再任 用職 員以 外の 職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100				61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				

現行							改正案						
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,000	341,800				94		294,400	342,200			
95		294,400	342,300				95		294,800	342,700			
96		294,800	342,700				96		295,200	343,100			
97		295,000	342,800				97		295,400	343,200			
98		295,300	343,300				98		295,700	343,700			
99		295,700	343,700				99		296,100	344,100			
100		296,100	344,000				100		296,500	344,400			

現行				改正案			
101	296,300	344,300		101	296,700	344,700	
102	296,600	344,700		102	297,000	345,100	
103	297,000	345,100		103	297,400	345,500	
104	297,300	345,500		104	297,700	345,900	
105	297,500	346,000		105	297,900	346,400	
106	297,800	346,400		106	298,200	346,800	
107	298,200	346,800		107	298,600	347,200	
108	298,500	347,200		108	298,900	347,600	
109	298,700	347,700		109	299,100	348,100	
110	299,100	348,100		110	299,500	348,500	
111	299,500	348,400		111	299,900	348,800	
112	299,800	348,700		112	300,200	349,100	
113	299,900	349,200		113	300,300	349,600	
114	300,200			114	300,600		
115	300,500			115	300,900		
116	300,900			116	301,300		
117	301,100			117	301,500		
118	301,300			118	301,700		
119	301,600			119	302,000		
120	301,900			120	302,300		

現行										改正案													
	121		302,300									121		302,700									
	122		302,500									122		302,900									
	123		302,800									123		303,200									
	124		303,100									124		303,500									
	125		303,400									125		303,800									
再任 用職 員			186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200												
												再任 用職 員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

## 奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
(期末手当) 第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の3まで及び附則第18項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び <u>第24条の3</u> においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第28条第5項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	(期末手当) 第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の3まで及び附則第18項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び <u>第24条の3第1項</u> においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第28条第5項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (勤勉手当)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (勤勉手当)
第25条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の	第25条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90 _____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5

現行	改正案
<u>45</u> を乗じて得た額の総額	_____を乗じて得た額の総額
3～5 略	3～5 略

## 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案																												
(特定任期付職員の給与の特例) 第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。	(特定任期付職員の給与の特例) 第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>円 <u>372,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>420,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td>471,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>532,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>607,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>709,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 <u>372,000</u>	2	<u>420,000</u>	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>円 <u>373,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>421,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td>471,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>532,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>607,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>709,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 <u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000
号給	給料月額																												
1	円 <u>372,000</u>																												
2	<u>420,000</u>																												
3	471,000																												
4	532,000																												
5	607,000																												
6	709,000																												
号給	給料月額																												
1	円 <u>373,000</u>																												
2	<u>421,000</u>																												
3	471,000																												
4	532,000																												
5	607,000																												
6	709,000																												
第6条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「 <u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては 100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	第6条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「 <u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては 100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。																												

## 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>                        </u>100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>                        </u>100分の167.5」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「、<u>6月に支給する場合には                </u>100分の122.5、<u>12月に支給する場合には                </u>100分の137.5」とあるのは「<u>                        </u>100分の165」とする。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成29年法律第79号）	4 制定改廃の概要	1 月給や退職理由、勤続年数に応じた額に乘じる退職手当の調整率を引き下げる。 2 地方独立行政法人法の一部改正に伴う改正
3 制定改廃の理由	・国家公務員の退職手当の支給水準の引下げに準じて、一般職の職員の退職手当の改定等を行う。		
5 施行期日	平成30年4月1日		
	担当課	総務部 人事課	

## 奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。）以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。）以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方</p>

現行	改正案
<p>独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p>	<p>独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き續いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p>
<p>附 則 (経過措置)</p>	<p>附 則 (経過措置)</p>
<p>7 略</p>	<p>7 略</p>
<p>8 当分の間、35年以下（附則第11項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第11項の規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。</p>	<p>8 当分の間、35年以下（附則第11項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第11項の規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。</p>

## 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第16号） 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第8項から第10項まで並びに附則第7条の規定による改正前の奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年奈良市条例第10号。以下この条及び次条において「条例第10号」という。）附則第3項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらず、その者の都合により又は<u>公務</u>によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で<u>公務</u>によらない傷病により退職したもの）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで及び附則第8項から第10項まで、附則第4条、附則第5条並びに附則第7条の規定による改正後の条例第10号附則第3項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第8項から第10項まで並びに附則第7条の規定による改正前の奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年奈良市条例第10号。以下この条及び次条において「条例第10号」という。）附則第3項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらず、その者の都合により又は<u>通勤による傷病以外の公務</u>によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で<u>通勤による傷病以外の公務</u>によらない傷病により退職したもの）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで及び附則第8項から第10項まで、附則第4条、附則第5条並びに附則第7条の規定による改正後の条例第10号附則第3項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」</p>

現行	改正案
という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。	という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
2 略	2 略